

新しい司法書士像を求めて

ザ・フォーラム

《季刊》2002.10 No.52

発行

司法書士・行政書士
丹羽正夫事務所

〒461-0017
名古屋市東区東外堀町32
番地 鈴六ビル4F
TEL 052-962-9633
FAX 052-962-9633
E-mail info@niwaoffice.com
URL http://www.niwaoffice.com/

登記・法律問題など、
お困りのことがございましたら、お気軽にご相談ください。



意識改革

司法書士 丹羽正夫

明年四月一日に施行される新しい司法書士法を射程に入れて、各地の司法書士会では研修に力が注がれている。それは、簡易裁判所における代理権を取得するためには、一〇〇時間以上に及ぶ特別研修の修了が義務づけられ、そのうえで選考試験をクリアすることが必要となるからである。そこで各地の司法書士会では、特別研修が実効性あるものとするために、予め受講希望者に対し基本内知識等をマスターしてもらおうよう、研修に熱が入っているのが実情である。

さて、昨年六月一二日に公表された司法制度改革審議会の意見書において、司法書士に対して「信頼性のある能力担保措置を講じたうえで、簡易裁判所の訴訟代理権、和解・調停の代理権を付与すべきである」とした。ここに示された「信頼性のある能力担保措置」を講じるために、前記の特別研修と選考試験が実施されることになつたわけである。

第一次の特別研修は、四月一日の法律の施行とほぼ同時に実施され、一カ月間で一〇〇時間の単位を履修させ、引き続き終了後もう離れていない時期に選考試験を実施し、夏頃には晴れて改正法の下の新しい司法書士が誕生するのではないかと予想されている。日

常の職務を遂行しつつ特別研修を受講するためには、個々の司法書士にとっても大変な努力が求められることになる。特別研修を一回でも休めば、選考試験の受験資格を失うことになるのも大変な精神的負担である。

いま、司法書士界では、選考試験の内容について、さまざまな憶測が飛び交い、不安感が高まっているようだ。相当高度な内容が試されるとなれば、中高年の司法書士にとっては高いハードルになり、意欲はあっても合格がおぼつかないことになる。反対にあまりにもやさしい内容であれば、前記の審議会意見書のいう能力担保の判断について、内外から批判を受けかねない。難しい問題である。

各司法書士会が実施する簡易代理権取得に備えた事前研修には、予想を超える多くの司法書士が積極的に参加しているという。これは、簡易代理権取得に燃える多くの司法書士が存在するといつことであり、研修への積極的・主体的参加や自己研鑽を通して、司法書士界全体の資質・能力の向上が図られることは間違いない。そして改正法は、これまでぬるま湯的な他力本願体質が抜かった司法書士界に、意識改革という副次効果を上げているように思える。